【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			地域における生活環境の維持に必要なサービスを確保するための特例措置の創設
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	登録免許税：外（国税 28） 不動産所得税、固定資産税：外（地方税 31）
		②	上記以外の税目	
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 ー
				《要望の内容》 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、生活に欠かせない生活維持物品役務（エッセンシャルサービス）において、需要の減少や人手不足が生じ、民間事業者の撤退等により地域で過少供給構造が生じるおそれがある。エッセンシャルサービスは経済全体の基盤であり、その供給不足による生活環境の悪化が地域の経済活動・産業の担い手である生活者の喪失につながるおそれがあるため、地域産業全体の担い手確保のためにも、その生活基盤を支えるエッセンシャルサービスの持続性確保を通じた需給の安定化が必要である。したがって、産業競争力強化法に基づく、生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定を受けた事業者に対して、所要の措置を創設する。
				《関係条項》 ー
5	担当部局			経済産業政策局生活維持物品役務需要減等対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和 8 年 8 月 分析対象期間：ー
7	創設年度及び改正経緯			ー
8	適用又は延長期間			精査中
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少・少子高齢化の進展により構造的な人手不足が見込まれる中、労働集約的な産業であり、人々の生活に不可欠な物品及び役務を提供するエッセンシャルサービスにおいて人手不足がすでに先鋭化している。エッセンシャルサービスを供給する担い手の不足は、人々の基本的な生活の維持を困難にさせ、生活者の域外への流出につながるおそれもあるため、地域住民の生活基盤を支えるエッセンシャルサ

				ービスの持続性を確保することで、地域における生活環境を維持するとともに、地域経済活動・産業の担い手の確保を図る。
				《政策目的の根拠》 〇日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定） Ⅲ. 8 つの分野横断的な課題の解決 1. 新技術立国・競争力強化 （1）現状と課題 （2）対応の方向性 ③講ずるべき施策パッケージ ⅰ）あらゆる分野の産業競争力強化の鍵となるAXの推進 ⅰ－1）地方も出発点としたAXによる産業構造・就業構造の転換 生活基盤を支えるエッセンシャルサービスの生産性向上のため、改正産業競争力強化法に基づく認定エッセンシャルサービス事業者の事業継続コストを軽減するための支援措置について 2026 年度中を目途に結論を得られるよう、検討を進めるとともに、「AIロボティクス実装ロードマップ」の下でAIロボット導入を促進する。 また、中堅・中小企業向け補助金においてAX投資を重点支援するとともに、7.（2）③ⅰ）に記載のAX実現のための地域ごとの支援者等のネットワーク作りについても併せて取り組む。 〇地域未来戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定） 第2節 豊かな生活環境の実現に貢献する主な施策の推進 イ. 持続可能な生活インフラの実現 j. 買物環境の維持 （1）将来を見据えた地域のサービス拠点づくり等 ②生活の維持に必要なサービス供給の持続性確保 ［工程］ ・法律に基づく事業者への金融支援を講ずるとともに、事業継続コスト軽減支援を検討する。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	経済産業省政策評価基本計画 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展

		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	地域住民の生活基盤を支えるエッセンシャルサービスの持続性を確保することで、地域における生活環境を維持するとともに、地域経済活動・産業の担い手の確保を図る。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	人口減少・少子高齢化の進展に伴う需要減少、人手不足等により、地域における生活維持に不可欠な物品・役務の供給体制の維持が課題となっている。そのため、本年、産業競争力強化法を改正し、事業者によるエッセンシャルサービス事業の持続性確保に資する事業運営の効率化に取り組む事業計画の認定制度（以下「認定エッセンシャルサービス制度」という。）を創設し、エッセンシャルサービスの公共的意義を制度的に位置づけて社会的認知を向上させるとともに、認定事業者に対し、資金供給の円滑化のための金融支援等を措置したところ。 なお、認定エッセンシャルサービス事業者は、今後見込まれる人口減少等による構造的な需要減少も見据えて事業の採算性を確保する必要があり、生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定制度の要件の一つである計画終了年度時の黒字化を図る上では、売上の改善とともに大幅な運営コストの削減を通じてキャッシュフローを確保し、投資回収の前倒しを進めることが重要。 そのため、エッセンシャルサービスの安定供給と持続性確保を促進するうえでは、法律上の措置（金融支援）に加え、エッセンシャルサービス事業の効率化に向けて取得する資産に係る税負担を軽減することで、認定エッセンシャルサービス事業者のキャッシュフローの改善を促し、事業運営の安定性を向上に寄与する。
10	有効性等	①	適用数	精査中
				【算定根拠】
		②	適用額	精査中
				【算定根拠】
		③	減収額	精査中
				【算定根拠】

		④	効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 精査中 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
				《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 精査中 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 －
		⑤	税収減を是認する理由等	地域の生活基盤を支えるエッセンシャルサービスは、事業の効率化（合理化・多角化・広域化等）に投下できる資金力に乏しい傾向にある。また、その商圏は一般的に地域住民の生活圏と密接に関係していることから、人口減少等による構造的な需要減少の影響を強く受けるため、自助努力のみで採算性及び持続性を確保することが難しい。他方、エッセンシャルサービスは地域住民の生活を支えるとともに、地域産業を支える担い手が当該地域に居住し続けるために不可欠なものであり、その供給体制の維持には高い公益性が認められる。 認定エッセンシャルサービス制度においては、資金供給の円滑化のための金融支援等を講じることを予定しているが、エッセンシャルサービスの売上高営業利益率の低さや今後の人口減少によって生じる需要減少などを踏まえると、エッセンシャルサービスの安定供給及び持続性確保のためには、認定エッセンシャルサービス制度での金融支援等に加えて、大幅な運営コストの削減が重要である。 そのため、認定エッセンシャルサービス制度に基づく支援に加え、負担の軽減措置を講じることにより、エッセンシャルサービスの安定供給及び持続性の確保を促進する。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	エッセンシャルサービス事業者は、今後見込まれる人口減少等による構造的な需要減少も見据えて事業の採算性を確保する必要があり、生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定制度の要件の一つである計画終了年度時の黒字化を図る上では、売上の改善とともに大幅な運営コストの削減を通じてキャッシュフローを確保し、投資回収の前倒しを進めることが重要。 予算事業では一時的な支援にとどまることや予算の範囲内で支援が

				限定されてしまうことから、事業者が予見可能性をもって等しく受けられる税制措置によってエッセンシャルサービスの安定供給と持続性確保を図ることが有効である。 そのため、法律上の措置（金融支援）に加え、エッセンシャルサービス事業の効率化に向けて取得する資産に係る税負担を軽減する本措置は、認定事業者のキャッシュフローの改善に寄与し、事業運営の安定性を向上させることが期待できるものであり、妥当性が認められる。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置は改正産業競争力強化法に基づく認定エッセンシャルサービス事業者が事業の効率化を図る際にかかる初期負担及び継続的負担の軽減措置として活用される。 一方、上記の予算事業は、モデル事例の実証を通じて、本認定制度の施行に向けた標準的な運用手法の構築を図るとともに、47 都道府県で認定エッセンシャルサービス制度の普及啓発・広報に向けたセミナーを開催することで、円滑な制度運用・活用環境を整備することを目的としている。
		③	地方公共団体が協力する相当性	地域でエッセンシャルサービス事業者が撤退してしまうと、例えば、地方公共団体が民間事業者に代わり、エッセンシャルサービスを提供する事例が存在する。この場合、地方公共団体がエッセンシャルサービス事業を行うための施設整備費（施設取得費含む）や運営経費を地方財政から賄う必要性が生じる。そのため、本特例措置により民間事業者によるエッセンシャルサービスの継続的な提供を後押しすることは、地方公共団体が将来的に負担すべき財政負担の抑制に寄与する。また、本認定制度においては、事業計画に位置付けられる事業場が地方公共団体の管轄区域に収まる場合、当該地方公共団体がエッセンシャルサービスの持続性確保に関する計画を認定するスキームとなっていることから、地方公共団体が本特例措置の実施に協力する相当性が認められる。
12	有識者の見解			ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			ー